

保護指定樹木等樹木医診断の実施について

1 事業の趣旨

区が指定している保護指定樹木及び樹林を対象として、以下のとおり樹木医診断を実施する。診断結果に基づき、所有者への報告・助言を行う。

2 事業の内容

(1) 対象

- ① 区が指定している保護指定樹木及び樹林のうち、所有者への希望調査の結果、希望があったもの。
- ② 区が診断を必要と判断したもの。

※令和6年2月1日現在、樹木262本、樹林29箇所(81,747㎡)を保護指定している。

(2) 手法

樹木医の有資格者が配置された事業者への業務委託により実施する。

(3) 内容

「東京都街路樹診断マニュアル」に基づく外観診断及び、必要に応じて精密診断を行う。樹木の健全度や処置等の必要性を判定し、カルテにより樹木の状況を把握するとともに、所有者に報告・助言を行う。

(4) 診断本数(想定)

令和6年度から10年度の5年間で、400本程度の診断を想定している。

3 今後の予定

令和6年4月	所有者に対する診断希望調査
6月～8月	診断の実施
9月	診断結果の助言等の実施